## 平成23年度第1回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

## 平成23年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 平成23年8月11日(木)
- 2 時間 午前9時30分から午前11時30分まで
- 3 場 所 市役所第二庁舎801会議室
- 4 案 件 (1) 平成23年度保全緑地の指定(案) について (2)
- 5 出席者 (1) 審議会委員(8人)

会 長 真山 茂樹

委 員 上田 一彦

髙橋 賢一

鶴切 博義

岩村 沢也

片岡 康子

柏原 君枝

平井 安代

(2) 説明員

環境部長 岡部 壯二

環境政策課長 石原 弘一

(3) 事務局員

緑と公園係長 平賀 俊彦

緑と公園係 根岸 雄一

緑と公園係 目黒 敏夫

## 平成23年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

会長

おはようございます。本日も暑い日が続いておりますけれども、早朝から暑い中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。今日は今年度第1回目の緑地保全対策審議会でございます。今日は、案件は保全緑地の指定案の諮問のことでございますけれども、最初に事務のほうから連絡があるそうですので、よろしくお願いいたします。

環境政策課長 はい。本日の会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。まず、本日は出席状況の確認をさせていただきたいと思います。 事前に副会長の林委員さん、それから中村委員さんにつきましてはご 欠席の連絡をいただいております。岩村委員さんはまだご連絡はいた だいておりませんが、こちらの10名の委員さんのうち5名様以上の 出席を得てございますので、こちらの審議会は成立していることをご

報告させていただきます。

それから、委員の改選についてのご報告でございます。学識経験者の委員の船田委員さんが、農業委員会の役員の改選がございました関係でご退任されてございます。後任の、農業委員会の会長職務代理者になられました鶴切博義さんに後任の委員をお引き受けいただいてございますので、後ほど市長のほうから委嘱状の交付をさせていただきたいと思います。

本日、会議の予定のお時間なんですけれども、ちょっとこちらの会議室がお昼には明け渡さなければならない関係で、11時半までに会議を終了させていただくように、議事の進行にご協力をいただければと思います。

それから、ちょっと報告が長くなりまして恐縮でございますけれど も、本年度初めての委員会という形で、環境政策課の職員の人事異動 がございましたので、紹介をさせていただきたいと思います。

まず、環境部長でございます。環境部長、深澤にかわりまして、岡 部が4月1日付で就任いたしました。

環境部長 おはようございます。岡部と申します。よろしくお願いします。 環境政策課長 それから、緑と公園係長でございますけれども、山本が異動いたし まして、後任に平賀がまいりました。

緑と公園係長 環境政策課緑と公園係の平賀と申します。これからお世話になりま す。よろしくお願いいたします。

環境政策課長 それから、緑と公園係の西尾が異動いたしまして、目黒が後任にま いりました。

事務局 目黒です。よろしくお願いいたします。

環境政策課長 それから、環境政策課の緑と公園係の赤羽が環境係のほうに配置が えいたしましたので、後任に根岸を緑と公園係に配置いたしました。

事務局根岸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

環境政策課長 あと、主任の鈴木。それから、石倉が緑と公園係の担当としておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局 よろしくお願いします。

環境政策課長 では、市長からごあいさつと、諮問をお願いいたしたいと思います ので、よろしくお願いいたします。

市長 皆様、お暑い中、審議会にお集まりいただきありがとうございました。市長の佐藤和雄です。4月27日に就任して以来、初めての緑地保全対策審議会を迎えます。皆様ご承知のとおり、小金井市では、小金井しあわせプラン第4次基本構想前期基本計画に掲げる小金井市の将来像として「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ小金井市」とうたわれておりますように、緑化の推進は小金井市の最重要施策として位置づけられております。施策の実現を図るため、全力を挙げる所存であります。

本日、皆様には緑地保全の指定案についてご審議いただきたいと思います。皆様のご意見をちょうだいいただければと思っております。 私は、残念ながら公務の都合で途中で退席させていただきますが、後ほど担当から報告を受けることになっております。

それでは、次に委嘱状の交付を先に。

環境政策課長では、委嘱状の交付をさせていただきます。

(委嘱状交付)

環境政策課長引き続きまして、諮問事項。こちら、市長から読み上げます。

(諮問書手交)

環境政策課長 諮問案につきましては、あらかじめ委員の皆様のほうに写しを交付

させていただいてございますので、ご確認いただきたいと思います。 それでは、会長、よろしければ諮問案の事務局からの説明のほうに 移らせていただいてよろしいですか。

会長 よろしいです。今日いただきましたのと、前もって郵送していただ いたものの内容は同じですか。

緑と公園係長 はい。同じです。追加をしたもの以外は同じです。

会長 はい。追加が……。

緑と公園係長 先ほどの資料1枚と、あと、議事録です。

会長はい、わかりました。では、よろしくお願いいたします。

環境政策課長 では、すみません、市長はちょっと、次の会議の都合がございまして、ここで退席させていただきますので、ご承知をお願いいたします。

市長はい、失礼します。

会長 それでは、市長から本審議会諮問がありました、その諮問の文を皆様のお手元に郵送であると思いますが、それをちょっとご確認ください。皆さん、お手元にございますね。

それでは、説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

環境政策課長 すみません、会長、諮問の前に皆様に、審議……。

会長あいさつがありますよね。

環境政策課長ええ、はい。

会長 そうですね、ごめんなさい。あいさつを忘れておりました。ごめん なさい、私、忘れておりました。委員のほうのあいさつでございます ね。

環境政策課長 すみません、新しい委員さんも見えましたので、自己紹介をお願い します。

会長 新しい委員さんもおりますので、自己紹介をやりたいと思います。 私、会長をやらせていただいております、真山です。よろしくお願い いたします。

では、時計回りで。

岩村委員 岩村と申します。市内のほうでは野川自然の会と申しまして、野川 の第一・第二調節池地区が東京都で唯一の自然再生推進法に基づく自 然再生地区になっているんですね。そちらのほうで、市民で管理でき るところはなるべく管理をやろうということで、今、仲間が毎日のよ うにあの周辺を管理して、それから、田んぼをつくってお米を生産しております。田植えが、たしか9月11日ぐらいにあると……、あっ、田植えじゃないや、稲刈りね。稲刈りがあると思いますので、皆さんも、興味がある方はぜひいらっしゃってください。

それから、それと並行しまして、あの地区をどのように再生していくのかというのは、自然再生協議会というのがやはり都を中心として行っていますが、その副代表をしております。よろしくお願いいたします。

- 鶴切委員 農業委員の鶴切です。船田の任期が切れましたので、その間に私が 選任されました。農業委員としても第1期なものですから、私もまだ あまりよくわからないんですね。素人の農業委員で大変申しわけない んですけれども、ただ、小金井市が緑が多くて気持ちがいい都市にな ればいいというのは非常にいいことですので、皆さんと一緒に考えて いきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。
- 髙橋委員 髙橋です。引き続きよろしくお願いいたします。都市計画が専門で す。よろしくどうぞ。
- 上田委員 都の多摩環境事務所の自然環境課長の上田でございます。引き続き よろしくお願いいたします。
- 平井委員 平井と申します。ただの主婦ですけれども、緑に関してはすごく興味があって、勉強させていただくばかりですけれども、よろしくお願いいたします。
- 柏原を申します。私も主婦ですけれども、小金井にずっと長く住んでおりまして、環境市民会議の会員であったり、それと、岩村さんがおっしゃった野川の自然再生。それを最初からやはりかかわっておりまして、野川自然の会にも入ってはいるんですが、そちらのほうはなかなか実際の活動はできないんですけれども、それと、今、小金井市の緑の調査というのを環境市民会議で、もう約六、七年前になるんですが、それでやったきりで、次をまたまとめようと思いながらもなかなかまとまらないんですが、細々とやっております。

それと、もうおととしになりますか、小金井市の公園188カ所、 調査はしたものの、まだなかなか全部の見取り図とか、そういうのか らしているものですから完成しなくて、年月ばかりたっていって、あ せりもあるんですが、地道にやっていこうと思っております。よろし くお願いいたします。

片岡委員

片岡と申します。私は、市のほうの桜町病院の下のところの、小長 久保公園ってあるんですね。そこの植栽をしたり、四季折々のいろい ろなアイデアを出し合って、もう8年間ぐらいやっているんです。そ れで、またこちらのほうでリーダーの方が推薦いただけまして、これ で任期は3期目ですか、やらせてもらいます。よろしくお願いいたし ます。

会長

はい、どうもありがとうございます。あと、今日は欠席されてます けれども、林委員と、中村委員ですね。また機会がありましたら紹介 したいと思います。

それでは、事務局のほうから諮問案のご説明をお願いいたします。

環境政策課長 それでは、諮問の説明の前に、皆様に前回の会議録のほうをお配り させていただいてございます。本来であれば事前にご配付いたしまし て、この場で、間違って筆耕された部分のご指摘等をいただいてご承 認いただくところでございましたけれども、会議録の筆耕のほうがお くれまして、本日の配付となってしまいましたので、来週の木曜日ま でを目途に、皆様方の発言部分について、鶴切委員さんにつきまして は新任の委員さんでございますので、船田委員さんにはこちらから個 別にお願いいたしますけれども、来週の木曜日までに会議録のほうを、 ご自分の発言部分を中心にご確認いただきまして、間違い等があれば メールや電話、ファクシミリで環境政策課あてに訂正を寄せていただ きまして、それで修正作業を行いました後にホームページや情報公開 コーナーでの公開という形とさせていただきたいと思いますので、よ ろしくお願いいたします。

> それでは、引き続いて諮問案の概略の説明に移らせていただきます。 こちらの諮問案の中でも、根拠法令につきまして触れさせていただき ましたけれども、こちら、小金井市緑地保全および緑化推進条例とい うのを根拠といたしまして、所有者の方々からの申請に基づきまして、 保全を図るべき緑地として、市の条例の中では環境緑地、公共緑地、 保存樹木、保存生垣の指定をすることができるというふうに定めてご ざいます。今申し上げました種類別に緑地の意義につきましてご説明

をさせていただきます。

環境緑地につきましては、現状のまま保全されることが確約される 樹木の集団でございまして、おおむね500平方メートル以上の面積 の土地でございます。公共緑地につきましては、公共の用に供される ことが確約される土地で、おおむね500平方メートル以上の面積の 土地でございます。環境緑地と公共緑地の違いは、環境緑地につきま しては所有者の方に維持管理をしていただくということで、固定資産 税の80%減免にとどまるものでございますけれども、公共緑地につ きましては公共の用に供されるということで、市民に開放するという ことを前提として所有者の方と協定を結ぶ関係で、固定資産税につき ましては100%減免としてございます。

引き続いて、保存樹木についてでございます。保存樹木は指定基準といたしまして、高さが10メートル以上、地上1.5メートルでの高さの幹周りが1.5メートル以上のいずれかに該当する樹木を保存樹木として指定することができると定めてございます。

続いて保存生垣でございますけれども、道路に面した高さ1メートル以上、長さ10メートル以上の生け垣で、これにつきまして、緑地保全対策審議会からの意見も取り入れて、従来は1軒からの申請だけを受ける形としてございましたけれども、隣接する2軒をあわせて10メートル以上の生け垣についても指定可能という形に現在はしてございます。以上、4種類が保全緑地でございますけれども、毎年4月中に指定の申請を受け付けまして、8月の緑地保全対策審議会までの間にすべての申請緑地につきまして現地調査を行ってございます。あらかじめ配付させていただきました指定案の資料をごらんいただきたいと思います。平成23年度の申請分について調査したものをまとめたものでございます。平成23年度指定案の環境緑地、公共緑地の更新等の指定は、本年度はございませんでした。

保存樹木についてでございます。平成23年度の保存樹木の申請は6件、19本でございます。主なものは、平成18年度中に指定したものの継続更新でございます。

続いて、保存生垣でございます。申請が14件ございまして、指定の延長として276メートルございます。奨励金上限額が1万5,0

00円のため、1件につき最大50メートルまでが奨励金の対象延長となってございます。いずれも指定期間につきましては5年間でございますので、本年度の平成23年度から平成28年3月31日までの指定期間となります。

この後、保全緑地の調査内容につきましては、スライドのほうを用いまして担当がご説明いたします。

次に、6ページの平成22年度保全緑地指定解除および権利譲渡届出一覧表をご確認ください。指定解除につきましては、保存樹木が1件、保存生垣が6件、権利譲渡が6件ございます。その他の資料といたしまして、7ページ目に保全緑地の調査結果を町別に表にしたもの、現時点の保全緑地総括表を載せてございます。また、追加の資料としてお配りさせていただきました、1枚ものの両面刷りにつきましては、これまでの間の各保全緑地の増減の経過がわかるようにまとめたものを追加資料としてご配付させていただきました。

以上、諮問案につきましての概略の説明でございます。

それでは、引き続き、スライドを用いまして担当のほうから個別の 説明をさせていただきたいと思います。

じゃあ、ちょっとスライドの準備のために若干休憩をいただきたい と思いますが、よろしくお願いいたします。

鶴切委員 全部じゃないんでしょう。

環境政策課長 本年度の諮問案についてのみ示したものでございます。

鶴切委員本年の審議になったものだけ。

環境政策課長 そうです。

鶴切委員ああ、そういうことですか。

環境政策課長 はい。あとは5年分のが各地域に散らばってございますけれども、 今回の諮問の案件の位置図を示したものでございます。

髙橋委員 1ページのこれは内訳でしたっけ、これ。

環境政策課長 はい。そうですね。1ページ目の内訳にあるものをCDに落とさせていただいて。

会長 これ、申請が認められて、期間というのは1年間で、1年ごとに更 新ですか。

環境政策課長 5年ごとになります、すべて。

会長 5年ごとですね。はい。5年たつと、5年の間に切られたりとかし た場合はどういうふうにしているんですか。

環境政策課長 それは、権利譲渡ですとか、指定解除の案件として、その年度内に 出たものは5年たたずに案件に上がって……。

> 例えば、もう枯れてしまったとかそういったものは、直近の年度の 諮問をする緑地保全対策審議会において、こういう事情で解除の申請 が出てきましたので認めることとしてよろしいでしょうかという形で お諮りさせていただきます。

会長 それはすべて所有者が申請をすることで解除ということですよね。 環境政策課長 そうですね、はい。

会長申請を忘れていると、そのまま補助金は払われ続ける状態。

環境政策課長 ただ、毎年現況報告というのを出していただくことになってございますので、そこで枯れたとかそういったご報告はいただけることとなっておりますので、そこで一定、漏れはないような形になっておるかと。

会長 あと、5年たった後、次の年に何か案内のようなものは、市からは 行くんですか。それとも、申請者が忘れていると、もうそれっきりと いうことになってしまうんでしょうか。

環境政策課長 そこは、5年たって何も反応がない方に、こちらからあらかじめ郵送でその申請書類等をお送りするんですけれども、出されない方につきましても、まだ樹木がそのままきちんとあるというようなところにつきましては出していただくように、働きかけを行っております。

会長 ああ、そう。わかりました、ありがとうございます。 では、ご説明のほう……。

髙橋委員 もう1つだけ。要するに、1ページの、今年度の審議会の台帳となっている案件ですよね。

環境政策課長 はい。

髙橋委員 そもそも、6ページの指定解除は審議会の案件じゃなくて、報告だけかな。指定解除は一々審議会の審議をしていただいてということではないでしょう、条例上は。

環境政策課長 条例上、たしか指定解除につきましても審議会で解除することになっていると思います。

髙橋委員 ああ、そう。じゃあ、両方とも審議内容だとするならば、こういう 図には解除の場所がどこかというぐらいは示したほうがいいんじゃな いの。そうすると、来年度解除はこうだとわかりますから、それが積 み重なって今日がある。ぜひそうしていただければ。

環境政策課長 はい、わかりました。

事務局 では、説明のほうをさせていただきます。先ほど課長が言いましたように、1ページ目のものを、この、一番資料の後ろにくっついているこれに、地図ですね、これに落としてあります。緑が保存樹木、赤が保存生垣ということで、落としてあります。先ほどご指摘があったように、解除についてはまたこの次、忘れずに入れたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

すみません、座ったまま説明させていただきます。まず、2ページ目なんですが、保存樹木につきましては、件数が1から6番、6件ございます。本数としましては、1番目の株式会社二馬力さん。これは位置図でいきますとナンバー1、右端にありますが、場所が梶野町でありまして、本数としましては3本です。幹周りとしましては93から119、高さは12から13メートル。これは更新となっております。

ナンバー2の本田さん、これは中町です。ナンバー2は位置図の大体真ん中の下あたりにありますが、中町4丁目で、本数は7本申請してございます。幹周りが130から258。樹高は13から25メートル、これも更新でございます。樹種としましては、ムクノキ、エノキ、エゾエノキとなっております。

3番目ですが、これは本町で、本数は2本です。幹周り190から 208、樹高は10から12メートルで更新です。これはヤマザクラ、 ソメイヨシノですね。

ナンバー4のこれは貫井南町にありまして、本数としましては1本。 幹周りは106、樹高は13メートル、これも更新です。

ナンバー5、これは貫井南町で本数5本、幹周り90から151、 樹高は13から15、これも更新です。

会長
ナンバーというのは、地図のナンバーとは違うんですね。

事務局 地図のナンバーと同じです。

会長 梶野町。地図のほうは梶野町ですよ。

事務局 いや、ナンバー3は本町。緑は保存樹木です。

会長 ごめんなさい、緑のほうか。すみません。保存樹木、はい。本町で すね。わかりました、すみませんでした。

事務局 ナンバー6のだけが新規でもって、桜町ですね。位置図でいくと上 のほうにありますが、これは1本で、サワラとなっております。これ から、スライドでもって個々にちょっと説明したいと思います。

グリーンが保存樹木で、今、説明を始めているのはグリーンのとこ ろの保存樹木を説明しています。

会長 緑のほうがあれですよね、順番が赤、緑になってるけども、保存樹 木は緑のほうからということ。

事務局 それでは、これから1本ずつご説明していきますので、ちょっとス ライドのほうをごらんください。ページからしますと3ページですね。 3ページの上から説明をしていきます。

まず、ナンバー1、これは3本更新ですね。ヒノキが3本です。そのうちの、これは全体図です。よろしいでしょうか。これは3本の全体図です。これから1本1本ご説明します。

これは1番目のヒノキです。幹周り119センチ、樹高が13メートルとなっております。

これは2番目です。これはヒノキで、幹周りが89センチ、高さが 12メートルです。

これは、最後の3番目、ヒノキで、幹周りが93センチ、高さが1 3メートルとなっております。

以上、3本更新はこのようです。

今年は、一番最後、ナンバー6のだけが新規です。あとは全部更新となっております。ですから、平成18年度に申請があったものについて、今、更新ということですね。

先へ進んでよろしいですか。

会長はい、よろしいです。

事務局 今度は、ナンバー2です。中町です。7本更新で、まず全体図の、 これは1番と2番の全体図です。ムクノキです。

これは1番目のムクノキですが、幹周りが224センチ、樹高が2

0メートルとなっております。

これは2番目のムクノキで、幹周りが195センチ、高さが20メートルです。

これはナンバー3の全体図です。

これは3番目のムクノキで、幹周りが200センチ、高さが25メートルとなっております。

これは4番目のムクノキの全体図です。幹周り258センチ、高さは25メートルです。

次は、5、6、7番目の全体図です。

これは5番目のムクノキで、幹周り130センチ、高さは13メートルです。

これは6番目のエノキ、幹周り150センチ、高さは14メートル となっております。

7番目のエゾエノキ、幹周り159センチ、高さは14メートルと なっております。

以上、7本、更新の樹木です。

3番目、本町です。位置図でいくと、大体、武蔵小金井駅の北口の ちょっと上ですね。ナンバー3。

これはナンバー1、ヤマザクラの全体図です。

これがヤマザクラの、幹周り208センチ、高さが12メートルです。

これは2番目のソメイヨシノの全体図です。幹周り190センチ、 高さは10メートルです。

次の、ナンバー4に移ります。貫井南町二丁目ですので、位置図の 左下のほうですね。

これはヒノキの全体図です。幹周り106センチ、高さは13メートルとなっております。

次、ナンバー5、貫井南町二丁目、ナンバー4のすぐ右上のところにありますが、更新が全部で5本です。ちょっと番号は飛んでいますが、1番、2番、4番の全体図となっております。

1番目のヒノキ、幹周りが118センチ、高さが13メートルです。 2番目のヒノキ、幹周り100センチ、高さが13メートルです。 4番目のヒノキ、幹周りが115センチ、高さが13メートルです。 これはナンバー3、ナンバー5の全体図です。

ナンバー3のヒノキ、幹周り90センチ、高さが13メートルです。 ナンバー5、ヒノキ、幹周りが151センチ、高さが15メートル です。

以上、ここまでが更新で、次は、一番最後のナンバー6、桜町です。 位置的には小金井公園の近くになっておりますが、これはサワラの全 体図です。

幹周り171センチ、高さが14メートルとなっております。

以上でスライドは終わりますが、一応、幹周りと樹高とも、調査の 結果、内容は規格に合っているということになりました。

ここまでで、一応、保存樹木はこれで以上なのですが。

会長 これは、幹周りか樹高かどちらかが要件をクリアしていればよいと いうことですね。

事務局はい、そういうことです。

会長両方クリアしている必要はないわけですね。

事務局 そうです。

会長 それで、この樹種の名前というのは、私、これ見ていて、聞いていて、エゾエノキってどんな木だったっけなと実際思っていまして、この辺では珍しいような気がするんですけれども、高さも14メートルありますと葉っぱがすぐとれるわけではないので、どなたがどうやってこれは名前を調べておられるの。

事務局 委託で出しているんです。4月に申請がありますので、申請がありましたら、その申請の内容に従って業者に委託で出してます。業者が 樹種を調べて、それで確認をします。

会長エノキはよくあるんですけどね。

学芸大学の中にもたくさんあって、鳥が食べて種を落っことして、 適当なところから生えてくるんですね。エノキは結構実生で生えます ので、うちの大学も、変なところに結構大木があるんですよね。実生 から出てます。

今回、ムクノキが多いのでちょっと珍しいなと思って見ていたんで すけれども、これは同じ本田さんのおうちですので、もしかすると1 本の木から鳥が食べて実生から育っていったのかもしれませんね。ム クノキは大変甘いんですよね。おいしいですね。鳥が大変好んで食べ る実ですので。

事務局 もしよろしければありますので、読んでもよろしいですか。

会長はい。

事務局読みましょうか。

会長じゃあ、ちょっとお願いします。

事務局 この『日本の樹木』というやつなんですが、エゾエノキ、山地に生え、高さ15から20メートルになる。樹皮は灰褐色で、葉は互生し、長さ4から9センチの卵形、または、卵状楕円形で洋紙質、ちょっとよくわからないのですが、基部を除いて鋭い鋸歯がある。花は5月ごろ開く。あとは、果実は直径6から9ミリの球形で、秋に黒く熟す。果柄は2から2.5センチと長く、やや垂れ下がる。用途は建築等の器具材。分布は北海道、本州、四国、九州、朝鮮、中国北部と、こういうふうに書いてあります。

会長 今までのところで何かご質問ありませんか。なければ……。

鶴切委員 ちょっといいですか。素人なもので、みんなは常識かもしれないけど、保存木というのは、指定をしても皆さんが行って見ることができるような状態になっているんですか。要するに、根元まで見れる状態になっているんですか。それとも、関係なしに、塀の中で全然見えないけど、上のほうだけしか見えなくても保存木というのは成り立つんですか。

環境政策課長 そのあたりは、厳密な規定はございませんで、幹周りと高さだけが 基準になっていますので、宅地の中にあって根元まで見えないような ものであっても保存樹木として指定しておりまして、なるべく外から 見えるようなところに保存樹木のプレートなどはつけるようにしてお りますけれども、敷地が広いお方などについては、かなり家の中のほ うに保存樹木があることがあるので、そういった大きなお宅だと、こ れは保存樹木なのかどうなのかというのはわからないということもあ るかもしれません。

鶴切委員 幹周りとか、そういうものははかればわかるんですけれども、一般 の人は中へ入れないから、そういう状態でも保存木って成り立つんで

すか。許可されるというか。要するに、条件的にはオーケーということですか。

環境政策課長 こちらとしては、特に見えないから指定するのが不適当だというような判断はし切れないのかなというふうに考えております。

鶴切委員 今の段階では、いいよということですか。

環境政策課長 我々としては、たとえ市民の目から見えないような大きな敷地の中の、中に入り込んだようなところに大きな木があったとしても。

鶴切委員 上のほうは見えますよね。

環境政策課長 ええ。ただ、そこに緑の環境というものを周りに提供しているというところにおいては、その所有者の方も大きな木を維持するための負担などもございますので、必ずしも中に入って見せるようにというところまで求める必要もないかなというふうに考えております。

鶴切委員 はっきり言って、どこでもいいよということですよね。この条件に 合えば。

環境政策課長あと、適切な維持管理の奨励金などもお支払いしますので。

鶴切委員 樹木に関しては、維持管理というのはほとんどないですよね。 垣根 はあると思うんだよね。

事務局 維持管理費としては、1本2,000円なので、とても剪定費には 足りないんですけれども。あと、それから、市のほうで保険を掛けま す。それで、もしその木の枝が落ちたりして、近隣の車への破損とか、 そういうのが起きたときには。

鶴切委員 うちも保存木やっていますから大体わかるんですけれども、それは 通り道だから、だれもプレートを見ることもできるし、そういう状態 なんですけど、近くには多分もっとでっかい木がいっぱいあるうちが あるんです。ただ、それは屋敷の中ですから入っていかない限り見え ない。屋敷には必ず門があるから、中に入れないと。そういうところ も成り立つのか。むしろ推奨して、保存木にしたほうがいいのかとい う問題はあるんですけど、よくわからないんですけど。そういうのは どうなんですか。要するに、いいよということですよね、現時点では。

環境政策課長 ええ、そうですね。

事務局 今写っているのは、金蔵院の上のところの、本田さんのところなん ですが、やっぱり外からしか見えないですよね。

鶴切委員

見ようと思えば見えるという状態か。よく見えないという状態がありますから。

会長

私なんかの考えだと、こういう制度を使って、小金井市の環境を何とか維持していくということなんですけれども、見えるだけがやはり環境ではなくて、そこに木が1本なり、2本なり、10本なり、10 0本なりあることで空気がよくなったりとか、あるいは保水能力がよくなったりとか、いろいろ市全体的な空間として考えればそれなりの意義があるんだと思うんです。もちろん、見えるということはいいことなのかもしれないんですけれども、高いビルの上に上がって見れば緑がたくさん見えると、こんもりしているので、それもまた1つのいい環境をつくり出しているのではないかと思いますので、そういった意味で、直接道路を歩いて見えていなくても、やはり意味はあるのかななんて私は考えますけれども。

鶴切委員

農業委員の立場としてちょっと言いますと、でかい木があるというのはいいんですけれども、その北側に当たるところというのは畑ができないんですね。ですから、何が何でもそうなっちゃうと、後ろの農業をやっている人が困っちゃうという問題が実はあるんですね。そこら辺はどう考えたらいいのか。よくわかりませんけれども。

会長

そうですね。その辺はそうですね。

鶴切委員

一般の市民からすればいいんですけれども。

環境政策課長 保存樹木、保存生垣でもそうなんですけれども、ずっと減少傾向に あるんです。それで、宅地化が進んでいるというのも要因の1つとし てあるんですけれども、大きな敷地を持っていらっしゃる方が相続な どで分譲するに当たって、保存樹木を残したままでは売却できないと

いうような形でどんどん減っているというような状況があります。

それと、保存樹木に該当するような樹木を持っている方の中で、指定されてしまうとなかなか自分の事情によって切ることができなくなるということや、あるいは、近隣から、保存樹木なんだからもっとしっかり管理してくれとかという風当たりが強くなるとか、いろいろな問題があって、なかなか今、大きな樹木を持っていらっしゃる方でも、積極的に申請していこうという動きはないのが現状です。既に保存樹木を持っている方の敷地の中で、新しくこの木も大きくなったから申

請しようとか、そういった方が多いようです。新たに申請してくるという気になってこられないというところが、今、保存樹木の現状としては問題点としてあります。

会長

感想ないですか。いいですか。

岩村委員

僕は小金井市で生まれ、小金井市で育って、今も小金井市にいるんですけれども、見ていると、毎年言っていることなのですが、やっぱり質が、必ずしもいいものではなくなってきている。昔はやっぱり、それを使ったり、周りに生活環境があって、例えば、今ちょっとそこに出ている木であっても、おそらく防風林であったり、あるいは、昔、材木に使っていたりすると、きちんと管理していたと思うんです。近隣の人にもやはり迷惑をかけないように、ある程度剪定したり、あるいは、あまりにも大きくなったら伐採するとかいうようなことをしていたんだろうし、今はほとんど、見ていると、正直言って、みんなひどいなというような状況で残っていて、これはおそらく、もう手がつけられなくなっていると。それぞれのお宅でね。

それで、数年後、あるいは十数年後にはやはり相続の発生なんかで、 そこまではこのままにしておくというような状況で残っているのかな というような感じで、おそらくほとんどみんな極相に達していますし、 樹冠、広くなっているというのは、それは見ばえとして緑が多く見え るのはいいんですけれども、これが果たして望ましい状況なのかとい うと、かなり末期症状じゃないかなと。環境の維持のためにはね。と いうことを思います。ただ、それをどうしていいのかというのがすご く難しいなというふうに思います。

それから、樹種を見てみますと、ヒノキとか、今回挙げたヒノキ、ムクノキ、ヤマザクラ、サワラとか、昔懐かしい小金井にあった樹木なんですよね。おそらく、文化史的には非常に重要な、多摩の、かつて武蔵野によくあった木だと思うんです。例えばサワラなんかはヒノキと非常に似ていますけれども、よく敷地の境界線なんかに使われていた木で、昔はそういう使われ方をよくしていた。それが、今見たら1本しかなかったりとか、昔の用途では全然、当然なくなってきているわけですね。

こういったものを、今、我々は木を単体として見ているわけですけ

れども、そこにかつての生活史とどのように結びついていたのかということを見た場合に、そういった意識というのがだんだん我々の中でも薄れてきているなと。ただ古い木として、立派な木として1本、数本存在しているというような、そういった状態になっているので、これは文化的な意味というか、歴史的から考えると、かなり末期症状になってきているなというのが感想です。どうしたらいいのかというのは僕は言えないんですけれども、そんなことを思います。

周りも全部そのままですね。ツルクサなんかも回っちゃっていたり、 もうちょっとで枯れるかもしれないですね。

鶴切委員

うちも保存木を1つやっているんですけれども、保存木に申請したときには青々してきれいだったんですけれども、道にありますので、東京電力の方が伐採して、根元の一部をカットしたり、こういう状態になってきて、言われると、うーんという状態です。だから、保存木って、単に物があるから保存木というのは変な話だなという気がするんですね。やっぱりある程度、そういう保存木という名前がつくぐらいの、この木はさすがに保存木だと思うような木が保存木だという形のほうがほんとうはいいのかなという気もしないでもないですね。今みたいに人に、例えば迷惑をかけて、ほかの畑が、北側の畑が全く使えませんと、それでも保存木に申請して、保存木になっちゃうと、あるうちはしようがないから控えているといううちがあります。実もほとんどならないと。

ですから、緑地申請しても、結局、補助を市でもってしてもらって も、何もないという状態が起きているんです。ですから、そういうと ころはやっぱりちょっと市のほうでもアドバイスをしながらできるも のはしたいと、そういうことは必要じゃないかなと思うんですけれど も。

会長

私もここの緑対審の会長を何年間かやっていまして、そういうご意見を聞くの初めてで、大変生かしていかなくちゃいけないご意見だと思うんです。一応、地図は毎回出していただいているんですけれども、隣接とか、その辺のことはよくわからないので、今回はもう時間的には無理だと思うんですけれども、ぜひとも次回の指定をする、設定のときには、そういった隣接地のことなども情報がわかるようにまずは

していただくと。できれば、この会がまた次、12月ごろですか。毎年ありますよね。そのときに、隣接がどうなっているかということもちょっと情報をいただけますと、そこで次年度に向けてどういうふうに考えていったらよいだろうかということを考えることができるんじゃないかと思うんです。ちょっとそれを、そんなに数は、全部やると数は多いんですよね。わかる範囲でよいと思うんですけれども、こういうような状況だというのを何か市のほうで情報をいただけると助かると思います。よろしくお願いします。

そうですね。そういうのは私も気がつきませんでしたね。よく私なんかも気がついていたのは、高い木があって、落ち葉が落ちて、それが周りの苦情になるので、一応残すけれども枝はばっさりと切ってしまうという、電柱みたいな大木が残っているというのはありますけれども、そういうこともあるんですね。

岩村委員

ただ、樹木があることによって、明らかに鳥なんかは飛んできていますよね。あるとないでは全然やっぱり鳥の鳴き声、全然違うんですよね。

会長

涼しさも違う。

岩村委員

涼しさも違いますね。また余談になっちゃうかもしれませんが、私が今のところに住んでいるのは、野川に近いからということで、それから、駅までのことを考えると、周りにわりあい木があるので、歩いて気持ちがいい。空気がいい。湿りけがあるということを考えながら今のところを選んだんです。

おそらく、人々が動線で駅に向かって歩くときなんかに、何らかの 形で緑陰があるというのはすごく大事なことじゃないかなというふう に思っています。

それで、例えば小金井駅の周りはほとんど今マンション群になっていて、アスファルト、コンクリートに対して輻射熱なんかが非常に強くなって、そういったところで、ほんのわずかでもこういったものが道筋にあると、気分的にもほっとしますし、緑陰効果というのがかなり僕はあるんじゃないかなと思います。

何らかの形で、これ、計画にどう盛り込むのかわかりませんが、昔 から緑のマスタープランなんかでも緑の回廊とか、そうして街道筋も 木を植えようとかってあるんですが、植えられたところはサルスベリ であったりとか、全然緑陰になっていなかったりとか、結構、緑のマ スタープラン的なものが全然生きていない。

それで、これはそれとは今関係ないんですけれども、個人宅の保存木ということですけれども、そこがやっぱり大きな性格と個々の小さい緑のこの緑対審という性格というのがなかなか結びついていない。難しいところだなと、僕自身もそれをどういうふうに少しでもつなげていくかという点はなかなか思いつかないんですけれども、そういったところがあります。

鶴切委員

緑道もとてもいいんですけれども、僕も賛成なんですけれども、近所とのトラブルで一番多いのは木なんですよね。ですから、中にうるさい方がいて、おれはそういうの要らないという人がいるとなかなか難しい問題なんですね。うちの近くに越してきた方が、市の職員がうちに文句を言ってきたと。市の職員も暇だなといって市の人に文句を言っているんですけど。というのは、台風の後、うちの葉っぱが全部屋敷内に入っちゃったんですよね。とってくれというわけ。家の中に入ったやつなんて、みんなとらなきゃいけないといって、そういう話をしたんですけれども、結局、神経質な方というのは、葉っぱ1枚でも嫌なんですよね。それが嫌なものですから、そういう迷惑がかかるというのでみんな切っちゃうんですよね。ですから、うちの近くの民家というのは、もうほとんどでっかい木は切っちゃっています。

家が建て込んできて、北風が吹くと南にあるとみんな入っちゃうんです。

玉川上水に緑道がありますけれども、あれの南側、あそこら辺は涼しくていいでしょうとか、散歩道があっていいでしょうという人がいますけれども、あそこに住んでいる方に聞くと、葉っぱが大変だと。だから、あんなものは切ってくれと市のほうに文句を言っていると。多分、来ている方で聞いている方いると思いますけれども、葉っぱの落ちる時期になると、1回、毎日はいたってとり切れないぐらいの葉っぱが落ちる。ですから、どんなものも表と裏がありますけれども、どこで妥協してくれるかというものを、まず市民を意識改革しなきゃいけないんですね。そんなことよりも、緑のほうがいいですよってい

うことをわかってもらわないと成り立たない。僕はそう思ってます。 一番トラブルが多いのは、とにかく木であるということですね。

これを解決するには、市民の意識改革をするしかないんです。そういうデメリットよりも、もっといいメリットがありますよということを教えてあげないと成り立たない。

会長

やっぱり市民が、高い木を持っている人たちが、落ち葉公害というか、何のためにどれだけ肩身の狭い思いをしているかとか、そういうのも知る必要はあるのかなという気がしますね。ですから、保存樹を持っている方に、例えばちょっとした、簡単なアンケートみたいなものを書いてもらって、どの程度困っているかという、そういうのを市民に公表することも1つの方法だと思うんですね。

それで、普通、多くの人たちは、そこを歩いて、ああ、いいなと思うだけなんだけれども、その裏にはこういう苦労もあるんだということも知っていただいて、で、どうしようかというふうにするのが一番いいやり方なのかなと思います。その辺のアンケートとか、とることは可能ですか。少なくとも、申請をしてもらうときにやってもらうことはできると思うんですけれども。

あと、それから毎年、現状報告をしてもらうっておっしゃってましたよね。そのときに、落ち葉について困っていることはないかというのを一言聞くとか、そういうことはできますでしょうか。

環境政策課長 実は東京都で緑確保の総合的な方針というのをつくったときに、民間の緑をどう保全するかという方針案でしたので、保存樹木などを持っている方へのアンケートなどもそのときにやって、小金井市域の保存樹木を持っている方については、小金井市を通してアンケートをとりました。

ただ、それを公表するに当たって、やはりいろいろ近隣の方などが、こういうことを言ったらあの保存樹木の所有者じゃないかというのがわかってくるというような形で、なかなか個別的なアンケート結果というのは発表されてないんですけれども、その後で集約された内容などを、皆様方に情報としてお配りさせていただいて、所有者の方にはこんなご苦労があるんだというようなことを知っていただければというふうに。

会長

個別にこの木がということではなくてもいいと思うんですよね。全部で何本ですか、900本もあるわけですよね。906本あって、そのうちの何本ぐらいが、あるいは906本の所有者というのが105名いるわけですよね。大体100人として、何%の人がそういうことで困っているかというような円グラフが1個あるだけでいいと思うんです。それでもって、環境保全というのは違った顔があるというか、両側面がある、表裏があるということをやはり親身に知りながら、何とかしていこうっていうのがやはりいいのかなと思います。ですから、その辺のデータを掘り起こしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

環境政策課長 ほとんど個別的な意見でしか集められてないので、特記事項の羅列 みたいな形になりますけれども、そういった情報でよろしければ、皆 様方にお知らせさせていただきたいと。

会長

まずそれを拝見させていただいて、必要があれば、また何か現状の ときにアンケートをとっていただくとか、そういうことをまた考える かもしれないという方向で進めさせていただければと思います。

髙橋委員

関連の、市の部長さんと課長さんに大変失礼な質問をさせていただくんだけれども、急に何かまじめな話になるけど、この条例に限らないんですけどね、緑化推進条例にしてもほかの条例にしても、比較的、市の条例って受け身な条例が多いんじゃないですか。例えばこれだと、権利者の方々が申請をして、それを受理する。で、政策を講じるというように、待っている側、待っている条例。市民の発意を待っているという状況。そういう条例が圧倒的に多いんですよね。

そうじゃなくて、もう今は緑を積極的に増やすということが、さっきの市長さんのお話じゃないけれども、まさにそれが前面に立って、積極的な施策を推進するというふうに切りかえないといけないかなと思うんです。条例そのものの問題よりは、姿勢の問題のような気がするんです。だから、市が積極的にそれをやると、さっきの鶴切さんのお話じゃないけれども、いろんな問題を市がみずから解決しなきゃならない事態が生ずるはずなんですね。受け身じゃなくて、もっと前向きに、前向きにっていうと大変失礼な言い方なんですが、そういうふうにしないといけないのかなと思ってね。

例えば、最後にお話ししようかなと思ったのは、保存樹木にしても、生け垣にしても、環境緑地と、それから公共緑地、減ってますよね。これ、緑マスの委員会でもそういう議論があったと思うんですけど、目標値をつくる努力をしなきゃいけないという話がありましたよね。例えば、今日配付したプリントで言うと、保存樹木というのは指定延長で言うと5.2キロぐらい。それから、保存樹木だと今は5,000本を切っちゃっていますよね。最盛期は5,000本超えている時代があるでしょう。5,000本がこのマップ上に分布するような図を、ぜひ、現在指定されているのはどれになるのかというのをつくってもらったら、多分、濃淡が出るんじゃないかと。そういうのを見れば、ここがもっとあるはずなんですね。

さっきの鶴切さんの話じゃないけど、増やすことによって問題があるので、それは別に置いておいて、増やすことがいいことだということにして、例えば薄いところは積極的に増やす努力をするとか、濃いところはもっと濃くするとか、あるいはそれをつなげる努力をするとか、そういうのが市の施策として積極的に出てくれば、みずから、市の方も大変だと思うけれども、1軒1軒回って、いかがですかというふうに言える、そういうのがこれから必要なような気がするんです。その辺を、委員の皆さんのご意見を聞きたいなと。

鶴切委員

関連して、今の意見、いいなと思ったのは、実は、うちのすぐそばに国有地があるんですね。国有地が袋小路になっているんですよ。結局、その袋小路は昭和25年から袋小路。ある方にそこを貸しているらしい。1回、国の財政が厳しくなったときに、そこを売りたいから、うちの土地を一部売ってくれと。道をつけて、そこを処理をしたいと、そういう話が来たことがあるんですが、そのときに、そこを貸している方がいるんですけれども、それ、どのぐらいで貸しているんだといったら、当時、月1万円と言っていました。約200坪あるんですね。そこ、実はかなりトラブルがありまして、貸しているところ、植木屋さんに貸しているので、実はそこでいろんなものを燃したんです。例の清掃と処分の法令ですか、あれができる前ですけど、さんざん、よそから持ってきたものも、植木の残骸、ビニール、全部燃した。それで、私が警察を呼んで、全部やめてくれって言ったんです。結局、そ

れが終わった後にその法令が施行されまして、そしたらどうしたかというと、全部穴掘って埋めちゃいました。その旨を国有地の担当のほうに連絡をして、全部ちゃんと管理してくれと。どういう理由で貸しているんだということを国のほうに文句を言いましたら、たまに見に行きますって、見に来ていますけれども、今はある程度きれいにしていますが、全部、ある意味では自分の家と。だから、そういうもったいない土地を使っていない状態があるんですよ。そういうのをうまく引っ張り出して利用すると、緑地なんていくらでもあるんじゃないかなという気はするんですよね。ひとつ検討してください。

会長

今までにない、いろいろ新しい意見が出てきまして、私は非常にいいことだと思います。ほんとに、保存樹木なんかも、髙橋委員も言いましたように、受け身ということではなくて、ある意味、市だけではなくて、本来は市民がもう少し積極的になるべきだと思うんですね。この木は必要だから、私たちもお手伝いしますよと。枯れ葉が出たら手伝いたいと。市民がそういうことを言って、じゃあ、そのためにはお金を少し市も補助しましょうというのが、本来望ましいあり方ですよね、きっと。そういうふうに、どこかで少しずつかじをとっていくことが必要なんだなという気がしました。といって、今すぐできることじゃないんですけれども、そういう意識をとにかく、もう少し、私たちだけではなくて、周りの人たちにも眺めてもらうような工夫が必要かとは思っております。

では、時間が過ぎてしまいましたので、保全生垣についてお願いいたします。

髙橋委員 説明は、調書に書いてあるやつはいいから、わりと説明を早めに。 環境政策課長 では、保存生垣についてご説明させていただきます。ページといた しますと4ページです。1番から14番まで、全部で14件ございま す。奨励金対象延長といたしましては、全部で276メートルです。 それでは、個々に。今、画面に映っているのは1番から4番です。 位置図につきましては、先ほどの図面に、赤で載っているのが保存生

垣なので、後でご確認をいただければと思います。

1番目は申請延長23メートルに対して、指定延長は23メートル。 2番目は申請延長29メートルですが、奨励金対象延長は32メート ルです。3番目は指定延長は12メートルで、奨励金対象延長も12 メートルです。4番目は指定延長13メートル、奨励金延長も13メートルです。

次の5、6、7、8です。5番目は申請延長は20メートルで、奨励金対象延長が20メートル。6番目は申請延長11メートル、奨励金対象延長11メートルです。7番は申請延長23メートルに対して、奨励金も23メートルです。8番目は、申請延長11メートルで、奨励金対象延長も11メートルです。

次が9番から12番目です。9番目は申請延長が15メートル、奨励金対象延長が15メートル。15番目は申請延長が15メートルで、奨励金対象延長も15メートルです。11番目は申請延長19メートルで、奨励金対象延長も19メートルです。次の12番目は申請延長13メートルで、奨励金対象延長も13メートルです。

次の13番目は申請延長が50メートル、奨励金対象延長も50メートルです。14番目は申請延長19メートルに対して、奨励金対象延長が19メートルです。

以上、全部で14件、これ全部更新となっております。新規は1件 もありませんので、全部更新です。

はい、申しわけありません。

岩村委員 ちょっと質問なんですが、13番目は、申請延長が50メートルなんですが、指定延長が102メートルになっているのは、これは年度が違って、半分、半分ぐらい……。

環境政策課長 本人がですね、もう、補助金の関係で50メートルしか出ないので、 50メートルしか書いてこないんですが、実際はかると102メート ル。

岩村委員 大変だね、これ。

環境政策課長 枠が決まっているので、本人、50メートルしか言ってくれないんです。調査に行くと102メートル。

1メートルに300円で、50メートルで1万5,000円という のが上限になっているので、50メートルの方は奨励金としてはマッ クスの形になっています。

鶴切委員 要するに、もっと緑を増やして、涼しいまちなみをつくろうという

考え方なら、大いにやってもらったほうがいいのと違いますかね。

1件だけで、1件50メートル、もっと貢献してる、何であげない んですかね。ちょっとおかしいと思いますよ。

それから、生け垣ってすごくいいんですね。僕は1カ月に一遍、都内のほうに出ますけど、ブロックがあると暑くて、ブロックの放射熱で暑いんですね。生け垣っていうのはものすごくいいということがよくわかるんですけれども、この生け垣も、高齢者になっちゃうと、刈ったり何かするの、大変なんですね。人を使えばと思ったけども、そこまでして維持するかという問題も出てきますので、奨励金じゃなくて、刈ってあげるということはできないんですかね。

事務局

新たに造成するときにつきましては、ブロック塀の取壊しも含めて、 助成金で設置をするんですけれども、補助しておりますので、生垣を つくった後につきましては、維持管理の奨励金という形で……。

鶴切委員

それはわかっていますけど、それを、奨励金なしで刈ってあげるという形の検討というか、そういうことはできないんですか。僕はそのほうがずっと増えると思いますよ。増やしたいなら。要するに道に出て迷惑だなんて、刈り方にもよりますね。人によってはものすごく出っ張ってる人もいますよね。そういうのもみんな、市のほうできれいに刈っちゃおう、そういう、刈ってもいいよという申請、そういうことをすると増えるんじゃないかなと思うんですけど。

会長

奨励の条件が1万5,000円というのは、最大50メートルで1万5,000円ですか。

事務局

はい。

会長

50メートル切るのに、1万5,000円あればできますよね。一番安いのは、バリカンみたいなやつで、ダーッと機械でやっちゃうと、あれであれば、時間的にも、50メートルやるのに1時間もかからないはずですから。

鶴切委員

ただ、1年に1回でいいかどうか。

会長

それもそうですね。ただ、バリカン式のやつでほんとうにいいかど うかっていうと、花がつくようなやつなんかはだめになってしまうと かね。ほんとは、チョキチョキやっているのは、剪定サークルの方に 頼んでやっていだたくのが一番いいのかもしれないんですけれども、 確かにそういうのは、金額的にも、その金額でできるといえばできる 範囲かもしれませんね。

髙橋委員 環境部の所管じゃないから、道路の維持管理は道路部門だから、道 路部門の維持管理、年間の市道の維持管理のコスト、大体わかります よね。それに乗っちゃうという方法だってある。環境部の施策じゃな くて。

鶴切委員 市がシルバーセンターに委託してもらえれば、それでおしまいなので。

髙橋委員 それは道路管理、道路の維持管理費用の中にそれをオンする。そう いうのはあるんじゃないかな。どうでしょうか、環境部長。

環境部長 そこは確認をしていないわけなんですけれども、基本的には、道路 管理というのは要するに公道ですよね、公道を管理するという部分では、一定、予算的なものは措置されるとしても、仮に民地まで入って やるとなると……。

鶴切委員 今、若い人って、ほとんど出ていっちゃっているんですよ。そうすると、高齢のおじいさんとおばあさんしかいないんですよ。お金をもらうよりも、そういう手間がない。どこかで、意外とシルバーセンターに頼むということはしませんから、自分で体が動くときには自分でやりますから、だから、できなければ伸び放題。そういう事態になります。ですから、これは少しずつ昔の状態と違ってますから、もしくは、面倒くさいからブロックに変えちゃおうということをやられるよりは、よっぽどいいじゃないかなという気がするんですけど。

髙橋委員 例えば、今の話を東京都にお願いすると、多分、観光局と都市計画 局、あるいは建設局の縄張りなんですよ。それが市だったらできるん じゃないかと。小金井市でもやっています、国分寺でもやっています というふうになったら、都もやらざるを得なくなる。

会長 発想はわからないことはないですけどね。やっぱり、道路に枝が落ちたとか葉っぱが落ちたとなれば、それは都道なり市道なりの管理者が清掃したり、片づけたりという話になりますけど、道路に出っ張った枝っていうと、その枝の根本はこっちの民地の中の木ですね。そうすると、所有権の関係とかもあって、やっぱり、勝手に切れないところもあってくるので。

鶴切委員もちろん、許可をとってやるんですけどね。

環境政策課長 ただ、ある程度指定をするときに、そういう出っ張った部分の管理 は、道路管理者に任せるみたいな1項目を設けた上で指定するという 方法もあると思うんです。やっぱり、出っ張った枝だからといって勝 手に切っちゃったら、所有権の問題もあるし、その辺はうまく指定す る段階で、市に有利なようにじゃないですけど、緑が増えるような形 で、その協定書なり、覚書なり、指定書なりの文言を、少し変えてい くというのも1つなのかなと思うんです。やっぱり、我々行政が、ど うしてもやると、今先生おっしゃったように、やっぱり、落っこちた 葉っぱは道路部門だから建設局だろうと。で、こっちの管理は民地だ から、民間の人にやってもらおうと。ただ、これを保護して回復して いくにはどうしたらいいかって、じゃあ、環境局がお金を出しましょ うって話になってきて、全体の都市づくり、マスタープランみたいな 話になってくると、都市整備局が出てきたりという話になって、どう しても、都としてはそんな内部スキームになっちゃっているんですけ ど、今言ったように、市だったら市長部局の中の1つの権限で、でき る部分は何でもできちゃうのかなというふうに先生の発想もそれなり に、都はなかなかできづらいところかもしれませんけど。

髙橋委員

すごい大きな、知りたいことだったんだけど。

会長

工夫は必要なのかなという感じはしますね。

鶴切委員

何も知らないで言いたいこと言ってます。うちの近くにも、垣根が 2倍ぐらい広がっちゃって……

柏原委員

これからっていうのは、生け垣というのはすごく貴重になってくると思うんですよね。新しいお家はほとんどお庭もつくらないというような、一戸建てがあってもせいぜい100平米なんていうところにつくっちゃうわけですから、垣根なんてとてもつくれないんですけれど、やはり、これ見てると、保存樹木以上に、これからは保存生垣っていうのは少し考えていかないと、緑を増やす、一番、もうほんと、武蔵野公園の栗林もなくなっちゃいましたし、どんどんなくなって、ほんと、恐ろしいほどなくなっているんですよね。そういうのを考えると、やはり元からある生け垣っていうのは、何らかに新しい考えを入れて、保存するにはどうしたらっていうことは考えていかなきゃいけないか

なと思います。

委員 それから、1つランドマーク的に、例えば非常に長い生け垣があると、周りも結構それに合わせてやる可能性が出てくると思うんですよね。だから、こういったところこそ、逆に100メートルあるのであれば、集中的に守って、全体の環境を周りにも波及させるような、そういった仕掛けっていうのを欲しいなと思いますね。ここが、もう手間暇、できませんから、じゃあやめますなんていうことになっちゃうと、周りも全部一気になくなってくる感じがする。

鶴切委員 1件当たりの制限っていうのは取っ払いましょうよ。意味がわからない。生け垣を奨励しているのに、たくさんやってくれても1件でここまでっての意味がわからないですね。

会長 同じ長さが、1件じゃなくて、例えば3軒で所有していて、普通だったら3軒分出るわけですよね。

一応、この保存生垣の奨励金というんでしょうか、補助金は、これ は条例で細則が決まっているわけですか。

環境政策課長 この上限につきましては、これは条例の最後に決めた規則の中で、 1万5,000円を限度として交付というように定めておりまして、 ここで定めなかったとしても、規則の改正をすれば上限というのは撤 廃できるんですけれども、どのみち予算の関係もありますので、その 場合は、要綱なりで予算の範囲で交付するとか、そういったことも出 てきますので、どこからか財源が、保存生垣に関しては、無制限に助 成できるような財源があれば、そういったことも可能になるんですけ れども、現在、いろいろな国の交付金などを活用して、こういった事 業をやっている関係で、どうしても予算的な上限というものの総額が 決まっていかざるを得ない中で、他の方との均衡という問題などもご ざいますので、このあたりは、現在すぐに上限撤廃ということはなか なか難しいかなと考えています。

委員 他の方の均衡ということとなりますと、長い生け垣持っている方と 短い生け垣しか持っていない人の値段が同じっていうのは、均衡がと れていないと、むしろそういうことだと思うんですね。とにかく、生 け垣の件数もどんどん減ってきているということがございますので、 市全体の予算が減っていれば、それはどうしようもないというところ

があると思うんですけれども、検討する価値は十分にあるのではない のかなと思います。そして、条例を変えなくても、細則を変えるとい うことは可能なんですか。

環境政策課長 規則と条例とでは、決まりにどっちが上という問題はないですけれども、条例の場合、議会の議決が要るんですけれども、規則の場合は市長が定めることができるので、市の内部で市長までオーケーという、もちろん、これは財政負担も絡みますから、財政当局や、それから都市計画部門のほうで、国の財源を引っ張ってきたりするような事務もやっていますので、そういったもの等のもろもろの調整事項も出てまいりますので、そういったところがクリアできれば、あとは均衡の問題ですね。例えば、10メートルだということであれば3,000円なんですけど、今は3,000円の方と1万5,000円という差なんですけれども、そこは3,000円の方と3万円とか、そのぐらい差が出てくるものは、そのあたりも許容範囲だという見解に立つのか、やはり、一定、頭打ちというか、そういったものは必要となるのかというところは考えながら、もし規則として定めるのであればそういったものも比較検討して定めていく必要があるかなと。

鶴切委員

保存樹木しか知りませんけれども、他市は小金井市より 2 倍ぐらい長いですよね。小金井市は 1 本で 2,000円ぐらいでしょう。他市は 4,000円ぐらい出すっていうことで、生け垣は幾ら出しているか知らないですけど、そういう関係で、予算、予算というけど、大したことないんだろうと僕は思うんです。要するに、何を優先してやるか、市長はとにかく緑っていうことを今言っていますので、最優先でそれを検討してもらったほうがいいような気もします。

会長

この諮問委員会の中でも、うちなんかは、10メートルいかないような短い生け垣もいっぱい今出ているけども、そういうものに対して何かすることはできないのであろうかということも数年間言っているんですけれども、一向に動かないと。結局、この諮問委員会は、じゃあ、諮問案をただ承認すればよいのかというと、一番最初に林さんが言っていたんですけど、そうじゃなくて、ある程度、提案をすることもできる委員会ですよということを、前々の部長さんから、課長さんから伺っておりますので、この委員会として、やはり……。

鶴切委員 私、途中ですから、質問したやつの答えをまずもらえますか。

会長答えをいただくということで。

鶴切委員 それに対してですね。

会長 お願いしたいと思うんですけれども、委員は全員おりませんけど、 2人ほどいらっしゃいませんけど、ちょっとまとめたいと思います。

要するに、生け垣に関して、今後よりよくしていくために、生け垣を増やすために環境課のほうでとにかく討議をしていただいて、こういうやり方があるんだと、あるいは討議をした結果だめだったという結果があっても、それはしようがないとは思うんですけれども、こういうことをやったという結果を、次回ぜひとも聞かせていただきたいということを全員でお願いするということでよろしいですか。

じゃあ、拍手で。

## ( 拍 手 )

会長 仕事がまた1つ増えたかもしれませんが、一応、審議委員、皆さん そのように考えておりますので、ぜひともひとつ、その辺を考えてい ただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

環境政策課長 予算の絡みも出てくるので、ご報告はちょっと、年度末とか、そういった予算が確定した段階でないと、反映できました、いろいろ検討はしたけれども予算の関係でできなかったとか、その辺でいうと、ちょっと年度末あたりにならないとできないのかもしれないです。

鶴切委員ただ、なるべく経過報告を次に。

結局、延びちゃうと、延び延びになって、また来年になっちゃったりとか、また同じになっちゃいますから。何をどういうふうにして、 検討して、どこまでいっているかということは、常に報告して。

環境政策課長 そのあたりは、予算の意思形成過程という問題とかもございますので。

髙橋委員 石原課長さん、最近の審議会って、市の審議会も、都の審議会も、 どこの国の審議会も、審議会ってうるさいの、すごく。注文がすごい 多いんですよね。だから、そういう意味で、真山会長さんから強い要 請があったということを中で上げていただいて、できることとできな いことがあることは事実だから、それを明快に言っていただくという ふうにしか……。 会長

そうですね。そうしないと。

髙橋委員

多分、これからすごいうるさいよ。

環境部長

皆さんの意見としては、そういう意見があったということで受けとめさせていただきます。ただ、問題として、今、課長が言ったとおり、予算に絡む問題で皆さんから、非常にどうなんだという部分はあるかもしれません。ただ、それは政策過程の中で、どうしても予算というのはつきものでございますので、その辺も、我々、皆さん、委員も含めながら予算要求をするなり、また議論をして、当然予算の要求の内示とか、また確定した時期には、ある程度お知らせをするなり、お話しができる部分は皆さんともお話しさせていただいて、お知恵等もおかりできればと思いますけれども、それがすぐいい方向に向くかということに、今、この場ではお約束できませんということで、ご了解いただければと思います。

会長

ぜひとも、じゃあ、それは実行して、答えを聞かせてください。お 願いいたします。

上田委員

いいですか。私は行政庁にいる人間なので、審議会とか委員会をやると、やっぱり事務局の立場で、石原課長のように、座って、随分やられることもあるんですけれども、ただ、今、金の話とかということになっているような感じもするんですけど、要するに、別にお金だけじゃなくて、いろいろと知恵を出し合いながらやっていくんですけど、市民が、またはその生け垣の所有者が、やっぱり生け垣を残したいとか、コンクリートを、ちょっと家を建てかえるときに、金網の塀じゃなくて生け垣の塀にしたほうがいいんじゃないかという、インセンティブというんですかね、だから、必ずしも補助金でつるというやり方も1つかもしれないですけれども、そうじゃなくて、考え方の1つとして、インセンティブを付与するようなやり方も1つなのかなと。

今までやっていなかったので、急に50メートルを500メートル に増やすんじゃなくて、段階的にやっていってもそれはいいと思うん ですけれども、今、先生方、皆さんおっしゃったのは、やっぱり前向 きな姿勢というところなので、なかなか予算の話をされると私も厳し いところが、都のレベルではあるんですけれども、そんなような形で、 お金を伴わないようなインセンティブの付与みたいなものも1つなの かなと思っています。

片岡委員

なかなか予算のほうが定まらないとわかりませんけど、一般の個人個人の方のお家の前に、やっぱり趣味もあるんですけれども、生け垣にかわるもの、そういうものを希望としてみんなが楽しみながらやっていくというのも必要じゃないでしょうか。それを早くやっておけば、予算は、またそれをもらえるかもわからないし、コンテストをやるとか、そういうあれもあると思うんですよね。だから、ここはやっぱり緑を大切にしていくという、それが大事だと思うんです。

会長

前年度に、確かに、生け垣をきれいな生け垣にしていただくコンテストをやったらどうだという……。

片岡委員

それは、前に出しましたね。

会長

ありましたね。意見は、結構この審議会、委員は出しているんです よね。出しているんですけれども、それが何か反映されたという歴史 が、私もたしか4年目になるのかな、1つもないような気がするんで す。

片岡委員

でも、これ、好き好きがあって、すてきな生け垣だし、お庭もすごく木もすてきなのがあるんですけど、やっぱり人間関係が一番難しいとおっしゃっていましたよね。常々感じまして、うちのほうも、シダレザクラが、すごいのがすてきに2本あったんですよ。ばさっと切られたの。そうしたら、切った人、言った人はすっきりしてよかったと。私たちはもったいないって形があるんですけれども、これは人それぞれなんですよね。

でも、それが、そういうことをやっていたら1つもよくならないし、だから、やっぱり気持ちの、情操教育というのかな、常日ごろの個々の生き方とか、そういうこともありますよね。あとは近くの方と仲よくしていくというのかな、気持ちよくいくような地域社会の結びつきも大事だと思うんですよね。町会とか、そういうのもありますけれども、やめる方が多いんだけれども、やっぱりそこで、1つお茶会をやったりして、嫌なことがあったらお話なさるとか、そういうところから、またみんな開けていくんじゃないかなと思って、最近地震のことがありまして、みんなでお茶会しましょうとご近所で、みんな、そういう声が上がりつつあるんですね。だから、これも大事なことかなと

思って、そういうことで、また市のほうは予算をいただけましたらお願いしたいと思います。

岩村委員

ちょっと今の保存樹木、それから生け垣とは直接関係ないんですけれども、今、すごく市の宅地開発を見ていると、明らかに家のつくりが変わってきた。それで、さっき100平米ぐらいですか、土地がとれないという、35坪ぐらいしかとれないという、そういった中で、家があって、前に駐車場、1つの確保がありましてそして、何かシンボル的な木を1本あるいは数本移すとかで、いわゆる垣根とか、塀というレベルのものはなくなっちゃっているんですよね。それから、隣の家の境界線自体にも、もう何もないというようなつくりのミニ開発が始まっていまして、明らかにこういった景観というのはなくなって、新しいところは全然なくなってきているんです。

そうすると、今まで我々が見ていたのは、大木であり、生け垣ということだったんですが、ひょっとしたらば、そこに入らないような形の庭の中にあるシンボル的な木を1本でも残すとか、そういったことも、これから必要になってくるのかなと、残念ながらね。ちょっとした緑を増やしていくためのインセンティブを与えていくというようなことが、すごく次の課題になっているなと。100平米は土地を買うとしても、100坪を買う人はいなくなっているんですよね。非常にそこが痛いところではあるんですけれども、ちょっと我々が環境を残していくというときの見方も違うレベルというか、視点から見ていかないとまずいかなと思っています。

鶴切委員

私、府中、国分寺、その辺の人たちと一緒にある集まりに行ったことがあるんですけれども、そこに友達がいますけれども、その中で聞いた話、住むのは小金井がいいと。だけど、家を、実際に土地を買うのは府中がいいと。だから、府中市でもって小金井市に近いところに買うのが一番いいという方が結構いますね。それは、小金井は住みやすいって言うんですよ。なぜかわからないけど。やっぱり緑が多いし、だけど、固定資産税はその他高いですから、税金は高いですから、それから福祉施設がないとか。そういう意味で府中市がいい。緑を皆さんでつくることが実を結んでいるかもしれませんが、住みやすさという面が。前向きに考えて。

会長スズキさんなんか近くですね。

鶴切委員 だから、市の方も、ちょっと前向きに考えてくれないと、みんな反対ばかりの意見を言ってもしようがないので、前向きに、とにかくみんなでやるんだという意識がなかったら、この委員会なんてやらないほうがいいと思います。話を聞いていると、全部反対ばかりですから、反対ではなくて、全部をみんなやりたいというか、市を動かしたいんだなという人が集まらないと、こういうことはできないと思うんですね。だから、反対をするんじゃなくて、まずやるにはどうしたらいいかということを考えてもらいたいんですけど。

会長 実際、環境部、あるいは緑と公園課とか、そういうところで新しい 設置策というのを考えて、それをやっていくという、そういうことと いうのはあるんですか。決められたことではなくて、自分、その課の、 部の中で考えて、新しいことをやっていこうという、そういうことと いうのはあるのですか。

環境政策課長 今、生け垣のことですが、なかなか生け垣だけに絞っては、こうい った案件にしても、なかなか指定するのも戸惑うような生け垣もある という中で、生け垣に特定してのコンテストみたいなものはやってい ないんですけれども、昨年度行ったのが、滄浪泉園の写真コンテスト というようなことで、滄浪泉園の自分が好きな季節の風景の写真を寄 せていただいて、それを、優秀な方には記念品をさしあげたり、ある いは第2庁舎の下や滄浪泉園で投稿していただいた写真を掲示して、 それで滄浪泉園への来園者を増やすとか、そういったこともやってお りますので、なかなか生け垣だけということじゃなく、緑それぞれ樹 木のこととか、あるいは景観的な崖線部分を広く取り上げるとか、そ ういったことも進めたほうが、市民全体の緑としては興味を持ってい ただけるのかなと思っているので、生け垣コンテストに先んじて、自 分の好きな風景とか、自分の好きな緑の風景とか、そういったような 形の写真コンテストなり何なりというようなものをやっていく中で、 生け垣というものも非常に愛着がある方が多いということであれば、 次いで生け垣コンテストなり、そういったものも考えていくというこ とはできるのかなと思っています。

会長 いわゆる行政の範囲の中でできることですよね、そういうことは。

ただ、今ここで出てきたことは、行政の範囲内でできるのか、あるいは立法側が関係するのかというようなことだと思うんです。要するに、お金の配分をどうするかという話になってきますので、それが市役所の中の、例えば課の中で決められることなのか、あるいはそこだけでは決められなくて、例えばこういう審議会からの意見があって、それがあって初めて部とか課の中で審議というか、討議が始まるのか、そういうものがあって、初めて、今度は市の立法というのかな、会議のところへ話が持っていけるのか、その辺のルートというのはどういうふうになっているんでしょうか。仕組みといいましょうか。

環境政策課長 緑化の規則であれば、所管課は環境政策課ですので、環境政策課の中で発案をして、関係部局、法規担当とか、そういったところ、あるいは財政とかの調整というのをやっていくような形になります。例えば、今までは審議会や議会の議論の中でも、限度長さの延長というようなものよりも、単価を上げるというような議論も、過去幾度もありました。そういった中で、限度を設けることと、メートル当たりの単価を上げるということと、どう比較検討して、どちらをとるのかと、そういった検討を踏まえた上で、どのような立法をするか、あるいは立法をすべきでないという結論になるのか、そういったものは、そういった比較検討をしながら、関係するところにもそういったところを説明した上で、了承が得られれば最終的に決定がされるということになります。

そうしますと、私たちの審議会で要望させていただいたことを環境 政策課の中でさらに検討していただいて、さらに次へ持っていくとい うこと、そういう形になりますよね。来年度から環境部長もかわられ たことで、気分一新という中で、ぜひともこれを実現していただきた いと思います。今日、冒頭、市長も言いましたように、緑のことにつ いては、市の中の政策としては第1項目に上げられているわけです。 そして、この審議会の中でも、こういった保存生垣とか、保存樹木と いうことを審議する中で、それをさらに、どのように拡大していくか、 よりよくしていくかということの提案を行っているわけです。

私たちは小金井市民10万人全員を、これだけの人数で代表できる とはとても考えてはいませんけれども、でもやはり一応公募をして集

会長

まった皆さんがいらっしゃったり、あるいは委嘱をされて来ているメンバーがいるわけですので、私たちの意見もそれなりに重要なものだと思いますので、ぜひとも政策の中に取り入れていただきたく、さらなる審議をしていただきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

さて、それでは、いろいろ審議が長くなりましたけれども、ほかに ご意見、ご質問はございますか。

事務局、説明はこれでおしまい……。

環境政策課長 いえ、あと、解除の案件。先ほど例規集で確認できていなかったんですけれども、解除につきましても、審議会の議決事項でございます。

会長 じゃあ、解除の前に、まず、この審議のことの、市長への答申方法 について先に。

環境政策課長あ、これも含めてなんです。

会長 含めてですか。

環境政策課長 はい。

会長わかりました。

環境政策課長 6ページにありますけれども、指定解除の案件の一覧を載せてございます。それぞれ解除理由につきましては、枯れてしまったですとか、建物を建てるためですとか、管理ができなくなった。あるいは権利譲渡につきましては、相続というような事由が備考欄にございますので、これにつきましても解除することでご意見がないかどうか、ご意見をちょうだいできればと思ってございます。

会長 解除の樹木、生け垣ですけれども、それのスライドとか、その辺の ものはないわけですね。

環境政策課長 ないです。

会長 はい。それでは、6ページに指定解除の保存樹木と生け垣と権利譲 渡がございます。ちょっとお読みいただきまして質問がありましたら お願いいたします。

上田委員 これ、枯損木の撤去は、もう撤去されちゃったという意味でいいんですか。これから、ここで解除が決まれば撤去するという意味なの?環境政策課長 それぞれですね、届け出た日付によって、もうそこにそのままあることが支障があれば、所有者の方には撤去はしても構わないというよ

うな形で伝えてございます。

上田委員 いや、その人が撤去する……、枯れちゃっているんだから、そのまま放置しておくと、路上に枝が落っこちたりして危ないので、撤去しますよということを市に届けるなり、連絡するなりして、撤去していただくということで、もう現存はしていないという意味でいいんですね。

環境政策課長 現存していないものもありますし、まだ撤去が済んでいないものも あるという状況です。

岩村委員 済みません、2番の権利譲渡のところなんですけれども、これは届け出日のときには、既に権利譲渡は行われたということなんですか。 それで、権利譲渡がされて、そのまま緑地保全指定のままであると、 それは解除ということではないの?

環境政策課長 ええ。相続ですので、ほとんどの場合は、前の所有者が亡くなられたケースが多いかと思うんですけれども、そのまま相続人の方が承継しているという状態がほとんどでございます。

岩村委員 この所有者というのは新しい方? それとも前の?

環境政策課長 新しい方です。

岩村委員 権利譲渡は、諮問委員会で審議の事項ではないですね。これは報告 ですね。

環境政策課長 一応、ちょっと諮問案として入れてございます。ほかの枯れたとい うものについても、なかなか認めないとか、そういったことは出てこ ないのかなと思いますけど、一応、事項としては解除に準ずるものと いう形でございますので、載せさせていただいています。

岩村委員 はい。

会長 何かご質問ございますか。解除及び権利譲渡について。なければ、 最初にやりました保存樹木、保存生垣の指定の更新及び解除、それか ら権利譲渡も含めまして、これを審議会として、指定解除を決定する ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 異議なしということですので、審議会として決定いたしました。 次に、この答申の、市長への方法についてお諮りしたいと思います。 例年ですと、私と副会長に一任をいただきまして、私たちが代表して 市長に答申を行っております。今日は、副会長は欠席ということでご ざいますけれども、異議がなければ、そのように答申の方法を私に一 任させていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 わかりました。では、異議がございませんので、答申は私がさせて いただきます。ありがとうございました。

本日の案件についての審議は、これですべて終了することといたします。皆さん、質問、お話等ございましたら、ご発言していただきますよう、お願いいたします。

髙橋委員 7ページのところの、環境緑地の中の国分寺崖線の面積、国分寺崖線とはどういうとり方をしていたんでしたっけ。うち国分寺崖線はというふうになっているでしょう。ということは、国分寺崖線の外となりますよね。外と内ってどういう線の引き方をしていた……。地形からでしたっけ。それとも東京都の環境軸、景観軸、あれはもっとでかいよね。あるでしょう。その範囲の外、内という意味はどっちなの?

環境政策課長 実態として、国分寺崖線の環境緑地、公共緑地として申請が上がっているものにつきましては、ほとんど斜面がかかっているような形の緑地で申請がございます。ただ、一部、崖線上……。

髙橋委員 フラットなところと、計算しておられるということ?

環境政策課長 国分寺崖線の上と斜面にかかるところの緑地の部分。

髙橋委員 要するに、国分寺崖線とは何かってわからないから、フラットな部 分と傾斜地のところで線を引いているということね。

環境政策課長 斜面に接するようなフラットなところも国分寺崖線として入れてご ざいます。

髙橋委員 崖線として入れている。じゃなくて、斜面のところが崖線で、フラットなところは崖線外だと言っているのかな。そういう話をしているんじゃないの? 違う?

環境政策課長 一応、国分寺崖線外になると奨励金が出なくなってくるんですので .......。

髙橋委員 そういう問題ではなくて、どこで線を引いているんですかって聞いているの。

会長これ、あれでしょう。国分寺崖線というのは、都の保全地域になっ

ているから、市が緑地保全する地域の中で、そこが含まれていると、 市が指定している区域と都が指定している区域と2つ出てくるから、 うち国分寺崖線ということで、都が指定した部分を分けているという 考え方なんじゃないですか。

環境政策課長 いや、そういうことではございません。国分寺崖線上のほうは助成金を出し、JR中央線の北側などの保全緑地については助成金を出していないんです。これは、助成金を出す範囲としては別に、東京都が指定していようがいまいが、市としてはここが崖線上の環境緑地だというふうに認定したものについては、助成金のほうをさしあげていると。

髙橋委員 それじゃあ、地図上に、国分寺市は、この線をもって崖線の内と外とかという線があるの?

環境政策課長 ないです。

髙橋委員 定義はその都度決めているということか、じゃあ。申請があったら その都度、これは内、外だと決めているわけ? また、質問すると長 くなるからいいや、いいです。

岩村委員 済みません、表の見方なんですが、7ページのところで平成23年度保全緑地総括表と書いてあって、それから、1枚のぺらのほうは5カ年分の総括数推移と書いてあるんですけれども、この7ページのほうの総括表というのは、延べというか、今あるものではなくて、年度ごとの申請件数という、それから申請面積というのかな、ということなんですか。総括の意味がよくわからないんですけど。

環境政策課長 申しわけございません。こちらの一連のつづりについているほうは、 その都度、緑地保全対策審議会のほうに諮問した件数ごとの総括表で ございまして、これでは累積というか、現時点でどれだけのものが既 に指定されているのかということがわからないということで、追加で 1枚もので年度ごとの累積の経過がわかるようにしたものです。

岩村委員 そうすると、7ページのやつは、総括表の総括の意味って何になる んですか。

環境政策課長 指定件数別総括とでも申し上げればよいかと。

岩村委員 指定件数……。指定件数別総括、それが総括というんですね。それ ぞれの年次ごとの、要するに申請数であり、その面積ということです

ね。それで、1枚のぺらのほうは、これは年度ごとに実際に存在して いる所有者数であり、延長、メートルでありというようなことですね。 環境政策課長 そうです。はい。

岩村委員

はい。わかりました。それから、もう1点なんですが、これは今回の審議とは関係ないんですが、小金井の梶野公園でしたっけ、梶野公園のところで新たに緑地というか、同等区になりましたよね。それから、もう一つは小金井の南口の駅前に広場というか、できまして、その真ん中に結構、木が植わるようになって、あれ、育つとかなり、例えば阿佐ヶ谷みたいな形の、南口みたいになって、緑が少しは大きくなるんじゃないかなと。あれでちょっと私は個人的に稼げたなと、緑が。そういった部分も緑のカウントとして、データとして言えるようなものがちょっと欲しいなと。ただでさえ個人的には、個人の敷地が減ってきていますので、ああいった公のところで確保しているのが、ここ2件というか、数件出てきていますので、やはり緑政策、緑化推進という点では、ぜひそのあたりのデータ管理というか、説明も、この次はぜひしていただきたいなと思います。

会長

そうですね。このぺらを見ていたら、実は後ろもあるんですね、私、気がつかなくて。さっきも僕、保存樹木で、実は906本というのを言ってしまったのは、平成9年から13年のリサーチで今はもう881本なんです。保存生垣も4,215メートルということで、平成17年までは5,000メートルあったんですよね。あまり減っていないんですけれども、平成17年の後、10年たたないうちに、10年はたっているのか……、いや、10年たっていませんよね。ここ五、六年でガタガタッと生け垣が減っていることがこれを見るとわかりますよね。例えば、ここ10年でいくと8割ですよね、数字的に言うと、20%なくなっています。

あと、これに幾ら払ったかという予算をつけ加えていただくと、幾 ら払わなくてよくなったかというのが逆にわかってくるのかもしれま せん。ですから、もしかすると、それで予算が小金井市全体の予算が 縮小していなければ出せるのかもしれませんよね。

岩村委員 単価が変わっていないんだから、逆に予算が余っているはずなんで すよ。 会長ということも考えられますので、そんなこともちょっと検討していただければと思います。

ほかに何かご意見ございますか。ご意見ですとか、何かお話でもよ いのですけれども。

ないようでしたら、事務局のほうから何かございましたら、お願い いたします。

環境政策課長 事務局のほうから、8月11日で今回の委員さんの2年間の任期が切れることになります。それで、また新しい委員さんにつきましては、それぞれ個別に就任のお願いなど回らせていただきたいと思いますので、その際、引き続きご協力できる方につきましては、ご協力していただきたいと思います。公募された委員さんにつきましても、お手数ですけれども、またほかの方も含めて論文等で選考審査のほうをさせていただきたいと思います。市報のほうで課題など、論文の題名なども発表させていただきますので、ぜひ引き続き委員に応募していただければ幸いでございます。

それでは、最後に部長のほうから閉会のあいさつを。

環境部長 本日はお疲れさまでございました。お忙しい中、小金井市緑地保全 対策審議会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございま す。今回の委員さんはここで任期満了でございますけれども、今後と

も小金井市の発展にご協力賜りますことをお願いしまして、あいさつ とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

会長 それでは、以上を持ちまして、本日の平成23年度第1回小金井市 緑地保全対策審議会を終了いたします。どうも皆様お疲れさまでした。

—— 了 ——